

公布された条例のあらまし

佐賀県税条例の一部を改正する条例（条例第 34 号）

- 1 独立行政法人森林総合研究所が行う特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業の廃止に伴い、同法人に係る不動産取得税について所要の改正を行うこととした。（第 57 条関係）
- 2 自動車取得税の課税標準の特例対象に、車両総重量が 5 トンを超える乗用車又はバスであって、平成 25 年 1 月 27 日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準に適合するものを加えることとした。（附則第 18 条の 2 の 3 関係）
- 3 鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律に規定する対象鳥獣捕獲員に係る狩猟税の税率の特例措置の適用期限を 3 年延長することとした。（附則第 24 条関係）
- 4 この条例は、地方税法の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。
- 5 所要の経過措置を定めることとした。